

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月8日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第28号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第24（第12条関係） 医療職給料表（二）初任給基準表			別表第24（第12条関係） 医療職給料表（二）初任給基準表		
職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給
獣医師	大学6卒	<u>2級17号給</u>	獣医師	大学6卒	<u>2級25号給</u>
	大学卒	<u>2級1号給</u>		大学卒	<u>2級9号給</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。